2008年9月30日

北大は定年延長を基本とした雇用安定の検討を行うべきである
―「教員の雇用確保の方策に関する公開質問状」への回答に対する組合の見解―

北海道大学教職員組合

北大で働く皆様

年金支給年齢の段階的引き上げにより2006年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、65歳未満の定年を定めている事業主は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの措置を講ずることとなりました。この法改正を踏まえ、佐伯総長は今年度中に何らかの制度の改訂を行うとし、6月18日の部局長連絡会議では、審査による再雇用を趣旨とする継続雇用制度の導入に関して、各部局長への意見聴取を行いました。

一方、北海道大学教職員組合は5月から6月にかけて全教員へアンケート調査を行いました。その結果、定年年齢を延長するべきであるという意見が多数を占めました。

こうした状況を踏まえ、さる7月18日、組合は大学当局の対応について公開質問状を提出いたしました。質問の趣旨は以下の3点です。

1. 審査による再雇用という提案は、法の趣旨にもとること。
2. 一律の定年延長を拒否する理由を明らかにすること。
3. 就業規則改訂のスケジュールについて明らかにすること。

以上の質問に対し、9月2日、以下の通り回答がありました。

1’. 審査の上での再雇用という提案の趣旨は、再雇用の選考手続きを示したものである
2’.「継続雇用制度導入」の趣旨は
1) 今後の国立大学法人の財務環境の変化に柔軟な対応が可能なこと
2) 定年年齢が60歳である事務職員等との差を考慮したこと
3) 民間企業などの動向を踏まえた対応が必要であること
3’. 今後のスケジュールに関しては教員の計画的人事のため、できるだけ早期に方針を決定する

以上の回答に対し、組合は以下のように考えます。

1”. 高年齢者雇用安定法の改正の趣旨は、少なくとも年金支給開始年齢まで働き続けることができる環境を整備するというものであり、組合としては、定年延長が望ましいと考えるが、諸般の事情によりそれが困難な場合、継続雇用とすることに断固反対するものではない。その場合、希望者

は原則として継続雇用されるべきである。
2”．
1）現在の財務状況で定年延長が可能でないならば、北大当局は、定年延長が可能となるよう関係諸機関と共同して運営費交付金の獲得に取り組むべきである。
2）事務・技術職員についても、継続雇用だけでなく、定年延長を検討することが必要である。
3）特に参考とすべきは、「同業他社」に相当する 65 歳あるいはそれよりも高年齢の定年制をとる多数の国立大学と私立大学の状況である。
3”．2006 年 7 月 13 日に組合と総長との間でなされた確認事項に基づき，提案にあたっては組合と十分に協議すること。

今回の当局の回答からは、法改正に合わせた単なる弥縫策という印象しかえられません。国立大学法人化以前に定年年齢を引き上げた大学の事例や、その他有力大学の事例が考慮されているとも思えません。これでは経験豊かな人材の流出が増加することになっても不思議ではありません。また，若手教員には、長期間のポスドク生活を強いられたために、年金支給額や退職金の算定において十分な勤続年数の確保が危ぶまれる例もあります。北大当局は、定年の問題に限らず、働くものを大切に育てるという観点で諸施策を講ずる段階にあると認識すべきです。北海道大学教職員組合は、教員の定年問題に重大な関心を持ち、引き続き必要な運動を継続いたします。